



栃木県公報

平成 29 年
6月27日(火)
第2896号

目 次

	告 示	
○予定保安林		563
	公 告	
○土地改良区役員の退就任		564
	調 達 等 公 告	
○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）		564

告 示

栃木県告示第306号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 6月27日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市久野字落ノ沢1155、1155-2、1433、1435から1439まで、字岡穂ケ沢1396、1398から1400まで、1401-1 から1401-4 まで、1402、1403-1 から1403-8 まで、1404から1422まで、1555-1 から1555-3 まで、字柱ケ沢1423、1424、1426から1431まで
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩谷郡塩谷町大字船生字カニサワ7397-3、7398
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市飛駒町字水野出6549、字越丸沢6550、6551、字穴切峠口6552、6553、字喜佐倉6554から6557まで、字穴切峠6558・6559合併、6560・6561合併、6562、6563、6564・6565合併

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年6月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
水 沼 台 土地改良区	監 事	土井 茂夫		芳賀町大字東水沼1668-2	28.10.27	
	〃		土井 恒敏	〃 〃 1668-4		29.3.27

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○技術提案書の提出に関する公告（特定調達公告）

次のとおり技術提案書の提出を招請するので公示する。

平成29年6月27日

とちぎりハビリテーションセンター所長 星 野 雄 一

1 業務概要

- (1) 業務名

とちぎりハビリテーションセンター電子カルテシステム導入業務

- (2) 業務内容

とちぎりハビリテーションセンター電子カルテシステムの設計及び開発、既存データの移行作業、機器の導入、マニュアル等の作成並びに担当者研修の実施

- (3) 履行期間
契約締結の日から平成30年3月31日まで
 - (4) 履行場所
県が別途指定する場所
 - (5) 提案上限額
373,302,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 2 参加資格及び評価基準
- (1) 参加表明書の提出者に要求される資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有するものと決定された者であること。なお、資格を有していない者は、技術提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。
 - ウ 平成29年6月27日から同年8月7日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - エ I S M S 適合性評価制度の認証又はプライバシーマーク制度の認定を取得している者であること。
 - オ 都道府県又は市区町村の電子カルテシステム導入業務を受託した実績を有する者又はこれと同程度の技術及び知識を有すると認められる者であること。
 - (2) 技術提案書の特定のための評価基準
 - ア 会社の経営状況
 - イ 専門技術者の状況
 - ウ 都道府県又は市区町村において本業務と同種の業務を行った実績
 - エ 本業務の実施体制及び組織
 - オ 技術に関する提案の的確性、実現性及び妥当性
 - カ 提案の費用対効果
- 3 手続等
- (1) 担当部局
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
とちぎりハビリテーションセンター管理部総務企画課
電話028-623-6101
 - (2) 説明書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間
平成29年6月27日から同年7月11日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - イ 交付場所
(1)の場所において交付する。
 - (3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間
 - ア 提出方法
本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。
 - イ 提出場所
(1)の場所に提出すること。
 - ウ 提出期間
平成29年6月27日から同年7月24日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)。なお、郵送の場合は、同期間内に必着すること。
 - (4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期間
 - ア 提出方法

技術提案書の提出者は、説明書に基づき技術提案書を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

イ 提出場所

(1)の場所に提出すること。

ウ 提出期間

平成29年6月27日から同年8月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）。なお、郵送の場合は、同期間内に必着すること。

4 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 関係情報を入手するための照会窓口は、3の(1)に同じ。
- (4) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (5) 詳細は説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Development of the Electronic Medical Record System for Tochigi Rehabilitation Center
- (2) Time period to submit application documents:
5:15 p.m., July 24, 2017
- (3) Time period to submit proposal documents (Documents must arrive no later than)
5:15 p.m., August 7, 2017
- (4) Information is available at:
Tochigi Rehabilitation Center
3337-1 Komanyu-machi, Utsunomiya, Tochigi 320-8503
TEL028-623-6101

(保健福祉課)